「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」

(4/25~5/11実施分) 実施概要

【中小企業等を対象】

東京都では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が 発令されたことに伴い、令和3年4月25日から5月11日までの間、休 業依頼等に対して全面的にご協力いただき、感染防止徹底宣言ステッカー を掲示していただく都内の中小企業、個人事業主等に対して、「休業の協 力依頼を行う中小企業等に対する支援金」を支給します。

目次

- 申請受付の開始時期等
- II. 支援金をお申込みいただける事業者
- III. 支援金の支給要件・支給額等
- IV. 休業の協力依頼の対象施設
- ∨. 映画館の特例
- VI. 無観客開催要請対象施設の特例
- VII.申請書の提出方法
- VIII.お問い合わせ

- ・・・・・・・3ページ
- ・・・・・・・4ページ
- ・・・・・・8ページ
- ・・・・・・ 14ページ
- ・・・・・・ 25ページ
- ・・・・・・ 37ページ
- ・・・・・・ 47ページ
- ・・・・・・ 48ページ

I. 申請受付の開始時期等

申請受付要項の公表

令和3年6月30日(水)14時(予定)

申請受付の期間

令和3年6月30日(水)~令和3年7月30日(金)

II. 支援金をお申込みいただける事業者

支援金をお申込みいただくためには、次のすべての要件を満たす必要があります。 (1/2)

- ✓東京都の休業の協力依頼等に応じて、令和3年4月25日から5月11日までの全期間※休業し、全面的にご協力いただいていること
 - ※やむを得ない理由で4月27日から休業した場合でも、要件を満たすものとして取り扱いますが、 ご協力いただいた期間に応じて支援金の支給額が異なります。
- ✓下記の「IV. 休業の協力依頼の対象施設」、「V. 映画館の特例」又は「VI. 無観客開催要請対象施設の特例」のうち、それぞれ定める要件を満たす事業者であること
- ✓対象となる施設、テナント店舗が、令和3年4月24日以前に都内で開店しており、 営業の実態があること
 - ※都外に本社がある事業者であっても、都内の施設、テナント店舗で全面的にご協力いただいた場合に は、支援金の支給対象となります。

II. 支援金をお申込みいただける事業者

支援金をお申込みいただくためには、次のすべての要件を満たす必要があります。(2/2)

✓中小企業等※(みなし大企業※は除く。) に該当すること

▶中小企業等

中小企業等とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主(NPO法人、 一般社団法人等を含む)に該当する企業等です。

▶みなし大企業

中小企業のうち、以下の要件のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」に該当します。

- 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・ 役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること

支援金をお申込みいただける事業者

休業の協力依頼の主な対象施設(飲食店を除く)

施設の種類	施設	床面積(店舗面積)	
ルビロスマンヤ主人ス		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	映画館、プラネタリウム など		0
商業施設 (生活必需を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など		0
運動施設 (屋内施設)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ など		0
遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど		0
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館 など		0
遊興施設等 (飲食店許可なし)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		〇 (カラオケ以外)
商業施設 (サービス業)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、 リラクゼーション業 など		0

※対象施設の詳細は、「お問い合わせの多い施設」(15ページ)を参照

支援金をお申込みいただける事業者

無観客開催要請※の主な対象施設

施設の種類	施設	床面積(店舗面積)	
が品はくうり主人名		1,000㎡超 1,000㎡以下	
劇場等	劇場、観覧場、演芸場など	0	
集会場等	集会場、公会堂など	0	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	0	
ホテル等	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る。)	0	
運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など	0	
遊技場	テーマパーク、遊園地	0	

[※]対象施設の詳細は、「お問い合わせの多い施設」(15ページ)を参照 特措法第24条第9項に基づく要請

III. 支援金の支給要件・支給額等

支援金の支給要件・支給額等の詳細は、次の区分により施設別に、まとめて記載していますので、該当するページをご覧ください。

- ●休業の協力依頼の対象施設(14ページ)休業の協力依頼の対象施設の運営事業者及び当該施設のテナント店舗の運営事業者
 - ・映画館の特例(25ページ) 映画館運営事業者及び当該映画館のテナント店舗等の運営事業者
 - ・無観客開催要請対象施設の特例(36ページ) 無観客開催要請施設の運営事業者及び当該施設のテナント店舗の運営事業者

休業の協力依頼の対象施設(対象施設:ショッピングセンター・百貨店等)

	支給対象者	床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
	スポロンソラベコ	大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	施設運営事業者	\triangle	\triangle	×	0
テナント等	テナント事業者	\triangle		×	0

〇:本支援金(休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金)の支給対象事業者です。

△:本支援金の対象外ですが、協力金(休業要請を行う大規模施設に対する協力金)の支給対象事業者 となります。

休業の協力依頼の対象施設(対象施設:博物館等)

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
		大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施	施設運営事業者	×	×	×	×
設	設 文化庁の「ARTS for the future!事業」において支援することとなったため、本支援金の支給対象外				
テナント等	テナント事業者		\triangle	×	0

〇:本支援金(休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金)の支給対象事業者です。

△:本支援金の対象外ですが、協力金(休業要請を行う大規模施設に対する協力金)の支給対象事業者 となります。

休業の協力依頼の対象施設(映画館の特例)

	支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
			大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	映ī	画館運営事業者	\triangle	\triangle	×	0
ーテ	テ	ナント事業者	\triangle			
テナン-	上	映画館運営事業者	\triangle	\triangle	×	0
等	映室	映画配給会社	\triangle	\triangle		

〇:本支援金(休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金)の支給対象事業者です。

△:本支援金の対象外ですが、協力金(休業要請を行う大規模施設に対する協力金)の支給対象事業者 となります。

無観客開催要請対象施設の特例(無観客開催する場合)

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
	メルロンソタベコ	大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	施設運営事業者	×	×	×	×
テナント等	テナント事業者 (休業した場合に限る)			×	0

〇:本支援金(休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金)の支給対象事業者です。

△:本支援金の対象外ですが、協力金(休業要請を行う大規模施設に対する協力金)の支給対象事業者 となります。

無観客開催要請対象施設の特例(やむを得ず休業する場合)

	支給対象者	床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
	スルロンソタベロ	大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	施設運営事業者	×	0	×	0
テナント等	テナント事業者	\triangle	\triangle	×	0

〇:本支援金(休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金)の支給対象事業者です。

△:本支援金の対象外ですが、協力金(休業要請を行う大規模施設に対する協力金)の支給対象事業者 となります。

IV. 休業の協力依頼の対象施設

- 1. 支援金の支給対象となる事業者
- 2. 支援金の支給対象となる事業者(博物館等の特例)
- 3. 対象事業者に対する支給額
- 4. 支援金の申請に関する留意事項
- 5. 支援金の申請に関するお願い
- 6. 申請に必要な書類(予定)

1. 支援金の支給対象となる事業者

東京都の休業の協力依頼※に応じて、休業を行った次の事業者が対象です。

- ① 建築物の床面積の合計(テナント店舗の場合は店舗面積)が1,000㎡以下の施設の 運営事業者(ただし、当該施設が博物館等又は映画館の場合を除く。)
- ② 上記の施設の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者(ただし、事務所、 倉庫等、一般消費者の利用を目的としない店舗を除く。)

▶休業の協力依頼の対象となる施設(令和3年4月25日から5月11日まで) 詳細は「お問い合わせの多い施設」をご確認ください。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013655.html (東京都総合防災部)



2. 支援金の支給対象となる事業者(博物館等の特例)

- ・東京都の休業の協力依頼の対象となる施設のうち、博物館等(6ページ参照)については、「ARTS支援事業」により支援することとなったことから、本支援金の支給対象外とします。
- ただし、東京都の休業の協力依頼に応じて博物館等が休業することに伴い、休業したデナント店舗の運営事業者は、本支援金の支給対象となります。

3. 対象事業者に対する支給額

- ① 休業の協力依頼の対象施設(テナント店舗)運営事業者
- ② 上記①の施設の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者

1施設(1テナント店舗)あたり2万円/日

ただし、支援金の支給対象となる事業者は、次の要件を満たしている必要があります。

- ✓支給対象となる施設・店舗は、休業を行ったことを確認できる場合に限ります。
- ✓支給対象となるテナント店舗は、上記①の施設運営事業者と当該テナント事業者の 契約関係が明らかな店舗に限ります。

4. 支援金の申請に関する留意事項

支援金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(1/2)

- ✓ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー*」を店舗の見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- ✓都外に本社がある事業者でも都内の施設・テナントが休業した場合は支給対象です。
- ✓営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けた場合、本支援金の対象外と なります。
- ▶感染防止徹底宣言ステッカー 東京都感染拡大防止ガイドラインを参考に感染防止対策に取り組む店舗や 事業所を登録することで「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得できます。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

4. 支援金の申請に関する留意事項

支援金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(2/2)

- ✓本支援金の支給対象となる事業者のうち、休業の協力依頼等の期間に関して、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給を受けた事業者は、本支援金の対象外となります。
- ✓営業時間短縮等の要請を受けた飲食事業者等のうち、本支援金のテナント事業者等に該当する場合には、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金と本支援金の双方の支給対象となる場合がありますが、支給を受けられるのはいずれか一方のみです。この場合、協力金と支援金の支給額に違いがありますので、ご留意ください。

5. 支援金の申請に関するお願い

支援金を申請いただくにあたり、次のことにご理解とご協力をお願いします。

- 申請手続の簡素化や審査事務の効率化・迅速化を図るため、予め、申請書類のご確認や申請手続きの準備を進めていただけますよう、ご理解とご協力をお願いします。
- 申請手続の詳細については、後日お知らせする「支援金のご案内」をご覧ください。
- 各事業者において、対象となる施設またはテナント店舗が複数ある場合は、事業者ごとに対象施設・店舗を取りまとめて申請していただきます。

申請書の提出方法については、「Ⅶ、申請書の提出方法」をご覧ください。

6. 申請に必要な書類(予定)

支援金を申請いただく際には、以下の書類が必要となります。

なお、営業にあたり法令等により許認可・届出が必要な施設、テナント店舗については、 原則として許認可証・届出書の写しの提出が必要です。

6. 申請に必要な書類(予定)

共通の確認書類 申請書(中小企業等に対する支援金用) ・休業の協力依頼の対象施設・テナント店舗 誓約書 ・上記の施設・テナント店舗の休業に伴い、 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を確認できる写真 支払金口座振替依頼書(書面で提出する場合) やむを得ず休業するテナント店舗 以下のことを確認できる書類 ・休業以前から営業を行っていたこと ・休業の協力依頼の期間中に休業していること ・振込先口座及び口座名義人 追加の確認書類 以下のことを確認できる書類 ・休業の協力依頼の対象事業者であること ・休業の協力依頼の対象施設・テナント店舗 ・テナント事業者であること(テナント店舗の場合) 追加の確認書類 以下のことを確認できる書類 ・休業の協力依頼の対象となる施設のテナント事業者であること ・上記の施設・テナント店舗の休業に伴い、 ・休業の協力依頼の対象となる施設が休業したこと やむを得ず休業するテナント店舗 ・一般消費者の利用を目的とする店舗であること

申請に必要な確認書類の例 (1/2)

申請に必要な書類	ご提出いただく書類等の例	
感染防止徹底宣言ステッカー	 ・感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真 ※感染防止徹底宣言ステッカーの取得方法ついてはP18参照 「感染防止徹底宣言ステッカーの	
	(恩采防止1000年)	
休業以前から営業を行っていたこと	・光熱水費等のお知らせ又は領収書(写し)※店舗所在地が記載されているもの・店舗写真(内観・外観)・賃貸借契約書(休業の協力依頼の期間を含むもの)など	

申請に必要な確認書類の例 (2/2)

申請に必要な書類	ご提出いただく書類	空の側	
中明に必安は首規	こ近山いたとう音類寺の別別		
休業要請期間中に休業していること	 ・休業していることを告知するホームページ ・店頭ポスター、チラシ、DMの写しなど ※4/25~5/11までの間、休業していることが明らかなものに限ります。 	お客様への大切なお知らせ 東京都の休業要請に伴い、下記の期間休業します。 期間:4月25日~5月11日まで お客様には大変ご不便もおかけしますが、新型コロナウィルス拡大感染防止に向け ご理解とご協力のほど、ようしくお願いします。 OOO店 (店頭ポスターの例)	
一般消費者の利用を目的とする店舗 であること (業務の種類が確認できる書類)	・営業許可書、登録証、届出など ・業務の内容を確認できる看板、設 ・業務の内容を確認できるホームペ などの写し	_	

V. 映画館の特例

- 1. 支援金の支給対象となる事業者(映画館の特例)
- 2. 対象事業者に対する支給額
- 3. 支援金の申請に関する留意事項
- 4. 支援金の申請に関するお願い
- 5. 申請に必要な書類(予定)

1. 支援金の支給対象となる事業者(映画館の特例)

東京都の休業の協力依頼に応じて、休業を行った映画館に関わる次の事業者が対象です。

- ① 建築物の床面積の合計(または店舗面積)が1,000㎡以下の映画館(常設のスク リーンを有する上映室を含む)を運営する事業者(映画館の運営事業者)
- ② 上記①の映画館の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者(ただし、事務所、倉庫等、一般消費者の利用を目的としない店舗を除く。)
- ③ 上記①の映画館が休業したことに伴い、常設のスクリーンを有する上映室での映画の上映を中止した映画配給会社
- ▶映画配給会社 映画館運営事業者との契約に基づき、映画館の上映室で映画を上映する会社です。

2. 対象事業者に対する支給額

- ① 映画館の運営事業者
 - 映画館1館あたり2万円/日 休業した常設のスクリーン数 × 2万円/日
- ② 映画館の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者
 - 1テナント店舗あたり2万円/日

ただし、支援金の支給対象となる事業者は、次の要件を満たしている必要があります。

- ✓支給対象となる施設・店舗は、休業を行ったことを確認できる場合に限ります。
- ✓支給対象となるテナント店舗等は、施設運営事業者と当該テナント事業者の契約関係が明らかな店舗等に限ります。

2. 対象事業者に対する支給額

③ 映画配給会社 映画配給会社に対する協力金の支給額は、次のとおり算出します。

映画配給会社が上映を予定していた常設のスクリーンの数 × 上映予定日数 × 2万円/日

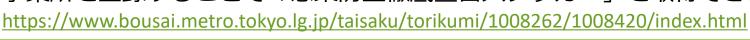
ただし、複数の映画配給会社が、同日に、同一のスクリーンで上映する場合には、それぞれの映画配給会社に対し、支援金を支給します。

3. 支援金の申請に関する留意事項

支援金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(1/2)

- ✓ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー*」を店舗の見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- ✓都外に本社がある事業者でも都内の施設・テナントが休業した場合は支給対象です。

▶感染防止徹底宣言ステッカー 東京都感染拡大防止ガイドラインを参考に感染防止対策に取り組む店舗や 事業所を登録することで「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得できます。





3. 支援金の申請に関する留意事項

支援金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(2/2)

- ✓本支援金の支給対象となる事業者のうち、休業の協力依頼等の期間に関して、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給を受けた事業者は、本支援金の対象外となります。
- ✓営業時間短縮等の要請を受けた飲食事業者等のうち、本支援金のテナント事業者等に該当する場合には、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金と本支援金の双方の支給対象となる場合がありますが、支給を受けられるのはいずれか一方のみです。この場合、協力金と支援金の支給額に違いがありますので、ご留意ください。

4. 支援金の申請に関するお願い

支援金を申請いただくにあたり、次のことにご理解とご協力をお願いします。

- 申請手続の簡素化や審査事務の効率化・迅速化を図るため、予め、申請書類のご確認や申請手続きの準備を進めていただけますよう、ご理解とご協力をお願いします。
- 申請手続の詳細については、後日お知らせする「支援金のご案内」をご覧ください。
- 各事業者において、対象となる施設またはテナント店舗が複数ある場合は、事業者ごとに対象施設・店舗を取りまとめて申請していただきます。

申請書の提出方法については、「Ⅶ、申請書の提出方法」をご覧ください。

5. 申請に必要な書類(予定)

支援金を申請いただく際には、以下の書類が必要となります。

なお、営業にあたり法令等により許認可・届出が必要な施設、テナント店舗については、 原則として許認可証・届出書の写しの提出が必要です。

5. 申請に必要な書類(予定) (1/2)

共通の確認書類 申請書(中小企業等に対する支援金用) ・映画館の運営事業者 誓約書 ・上記の施設の休業に伴い、 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を確認できる写真 やむを得ず休業するテナント店舗 支払金口座振替依頼書(書面で提出する場合) 以下のことを確認できる書類 ・休業以前から営業を行っていたこと ・休業の協力依頼の期間中に休業していること ・振込先口座及び口座名義人 以下のことを確認できる書類 追加の確認書類 ・映画館の運営事業者 ・映画館の運営事業者であること 常設のスクリーンを有する上映室であること 以下のことを確認できる書類 追加の確認書類 ・上記の施設の休業に伴い、 ・映画館のテナント事業者であること やむを得ず休業するテナント店舗 ・映画館が休業したこと ・一般消費者の利用を目的とする店舗であること

5. 申請に必要な書類(予定) (2/2)

・映画配給会社
申請書(映画配給会社用)
誓約書
支払金口座振替依頼書(書面で提出する場合)
以下のことを確認できる書類
・休業要請期間中に映画館の運営事業者に対して映画作品を提供
していること
・休業要請期間中に上映室で映画作品を上映する予定であったこと
・映画館が休業したこと
・振込先口座及び口座名義人

申請に必要な確認書類の例 (1/2)

申請に必要な書類	ご提出いただく書類等の例	
感染防止徹底宣言ステッカー	 ・感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真 ※感染防止徹底宣言ステッカーの取得方法ついてはP18参照 「感染防止徹底宣言ステッカーの	
	(恩采防止1000年)	
休業以前から営業を行っていたこと	・光熱水費等のお知らせ又は領収書(写し)※店舗所在地が記載されているもの・店舗写真(内観・外観)・賃貸借契約書(休業の協力依頼の期間を含むもの)など	

申請に必要な確認書類の例 (2/2)

		tele _ Iru	
申請に必要な書類	ご提出いただく書類等の例		
休業要請期間中に休業していること	 休業していることを告知するホームページ 店頭ポスター、チラシ、DMの写しなど ※4/25~5/11までの間、休業していることが明らかなものに限ります。 	お客様への大切なお知らせ 東京都の体業要請に伴い、下記の期間体業します。 期間:4月25日~5月11日まで 対策権には大党ご不優をおかけしますが、新型コロナウィルス族大郷協所止に向け ご理解とご協力のほど、ようしくお願いします。 〇〇〇店	
一般消費者の利用を目的とする店舗 であること (業務の種類が確認できる書類)	・営業許可書、登録証、届出など ・業務の内容を確認できる看板、設 ・業務の内容を確認できるホームペ などの写し	_	

VI. 無観客開催要請対象施設の特例

- 1. 支援金の支給対象となる事業者
- 2. 対象事業者に対する支給額
- 3. 支援金の申請に関する留意事項
- 4. 支援金の申請に関するお願い
- 5. 申請に必要な書類(予定)

1. 支援金の支給対象となる事業者

東京都が実施する無観客開催要請※に伴い、休業を行った次の事業者が対象です。

- ① 無観客開催要請に伴い、やむを得ず休業した施設の運営事業者(オンライン配信等 により営業を継続した場合など、無観客開催した場合には、支援金の対象外)
- ② 上記の施設の無観客開催又は休業に伴い、やむを得ず休業したテナント店舗の運営 事業者(ただし、事務所、倉庫等、一般消費者の利用を目的としない店舗を除 く。)
- ▶無観客開催要請の対象となる施設(令和3年4月25日から5月11日まで)
 詳細は「お問い合わせの多い施設」をご確認ください。
 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013655.html(東京都総合防災部)



2. 対象事業者に対する支給額

- ① 無観客開催要請に伴い、やむを得ず休業した施設の運営事業者
- ② 上記①の施設の無観客開催又は休業に伴い、やむを得ず休業したテナント店舗の運営事業者

1施設(1テナント店舗)あたり2万円/日

ただし、支援金の支給対象となる事業者は、次の要件を満たしている必要があります。

- ✓支給対象となる施設・店舗は、休業を行ったことを確認できる場合に限ります。
- ✓支給対象となるテナント店舗は、施設運営事業者と当該テナント事業者の契約関係 が明らかな店舗に限ります。

3. 支援金の申請に関する留意事項

支援金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(1/2)

- ✓ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー*」を店舗の見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- ✓都外に本社がある事業者でも都内の施設・テナントが休業した場合は支給対象です。
- ✓営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けた場合、本支援金の対象外と なります。
- ▶感染防止徹底宣言ステッカー 東京都感染拡大防止ガイドラインを参考に感染防止対策に取り組む店舗や 事業所を登録することで「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得できます。



https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

3. 支援金の申請に関する留意事項

支援金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(2/2)

- ✓本支援金の支給対象となる事業者のうち、休業の協力依頼等の期間に関して、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給を受けた事業者は、本支援金の対象外となります。
- ✓営業時間短縮等の要請を受けた飲食事業者等のうち、本支援金のテナント事業者等に該当する場合には、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金と本支援金の双方の支給対象となる場合がありますが、支給を受けられるのはいずれか一方のみです。この場合、協力金と支援金の支給額に違いがありますので、ご留意ください。

4. 支援金の申請に関するお願い

支援金を申請いただくにあたり、次のことにご理解とご協力をお願いします。

- 申請手続の簡素化や審査事務の効率化・迅速化を図るため、予め、申請書類のご確認や申請手続きの準備を進めていただけますよう、ご理解とご協力をお願いします。
- 申請手続の詳細については、後日お知らせする「支援金のご案内」をご覧ください。
- 各事業者において、対象となる施設またはテナント店舗が複数ある場合は、事業者ごとに対象施設・店舗を取りまとめて申請していただきます。

申請書の提出方法については、「VII.申請書の提出方法」をご覧ください。

5. 申請に必要な書類(予定)

支援金を申請いただく際には、以下の書類が必要となります。

なお、営業にあたり法令等により許認可・届出が必要な施設、テナント店舗については、 原則として許認可証・届出書の写しの提出が必要です。

5. 申請に必要な書類(予定)

共通の確認書類 ・無観客開催要請の対象施設 ・上記の施設の休業に伴い、 やむを得ず休業するテナント店舗	申請書(中小企業等に対する支援金用) 誓約書 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を確認できる写真 支払金口座振替依頼書(書面で提出する場合) 以下のことを確認できる書類 ・休業以前から営業を行っていたこと ・無観客開催要請期間中に休業していること ・振込先口座及び口座名義人	
追加の確認書類 ・無観客開催要請の対象施設	以下のことを確認できる書類 ・無観客開催要請の対象事業者であること	
追加の確認書類 ・上記の施設の休業に伴い、 やむを得ず休業するテナント店舗	以下のことを確認できる書類 ・無観客開催要請の対象となる施設のテナント事業者であること ・無観客開催要請の対象となる施設が無観客開催又は休業したこと ・一般消費者の利用を目的とする店舗であること	

申請に必要な確認書類の例 (1/2)

申請に必要な書類	ご提出いただく書類等の例	
感染防止徹底宣言ステッカー	 ・感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真 ※感染防止徹底宣言ステッカーの取得方法ついてはP18参照 「感染防止徹底宣言ステッカーの	
休業以前から営業を行っていたこと	 ・光熱水費等のお知らせ又は領収書(写し) ※店舗所在地が記載されているもの ・店舗写真(内観・外観) ・賃貸借契約書(無観客開催要請の期間を含むもの) など 	

申請に必要な確認書類の例 (2/2)

		tele _ Ird	
申請に必要な書類	ご提出いただく書類等の例		
休業要請期間中に休業していること	 休業していることを告知するホームページ 店頭ポスター、チラシ、DMの写しなど ※4/25~5/11までの間、休業していることが明らかなものに限ります。 	お客様への大切なお知らせ 東京都の体業要請に伴い、下記の期間体業します。 期間:4月25日~5月11日まで 対策権には大党ご不優をおかけしますが、新型コロナウィルス族大郷協所止に向け ご理解とご協力のほど、ようしくお願いします。 〇〇〇店	
一般消費者の利用を目的とする店舗 であること (業務の種類が確認できる書類)	・営業許可書、登録証、届出など・業務の内容を確認できる看板、設備・用具などの写真・業務の内容を確認できるホームページ、店頭ポスターなどの写しなど		

VII.申請書の提出方法

- ✓支援金の申請は、専用ポータルサイトからオンラインで申請を行ってください。
 - オンライン申請をご利用いただいた場合、記入漏れや誤記入などの防止、各種確認書類 (写真や画像など)の添付など、申請手続きを簡素化できます。
 - 専用ポータルサイトは6月7日、申請サイトは6月30日に開設予定です。
- ✓オンラインでの申請が困難な方など、書面による申請をご希望の場合には、郵送等により申請することも可能です。
 - ・書面での申請に必要な書類等の入手方法等については、専用ポータルサイトでご案内する 予定です。
 - 書面による申請の場合には、申請書類のデータ化や依頼施設等とテナント事業者の関係性の照合等を行うため、受付までに日数を要する場合がありますので、予めご了承ください。

VIII.お問い合わせ

お問い合わせは、以下の窓口にお願いします。

- ※専用ポータルサイトも合わせてご活用ください。
- ※申請手続きの詳細は、申請受付要項(令和3年6月30日公表予定)でお知らせ しますので、お待ちくださいますようお願いします。
 - ■「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時~19時(土日祝日を含む毎日)

電話番号 03-5388-0567

■「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」申請専用 ポータルサイト<u>https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr4/index.html</u>

